

顔認証マイナンバーカード

(暗証番号の設定が不要なカード) のご案内

顔認証マイナンバーカードとは…

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

○申請できる方

希望される方(代理人による手続も可能)

○取得の方法

マイナンバーカードの交付のための来庁時に、併せて手続きができます。

①**本人**が、来庁して受け取る場合

顔認証マイナンバーカードの取得を希望する旨を市町村窓口で申し出てください。

②**代理人**が来庁して受け取る場合

本人が、交付通知書の暗証番号設定欄で「いずれの暗証番号も設定しない」に ☒ を入れ、代理人が必要書類等とともに市町村窓口を持参してください。

(1)暗証番号を設定する ☐

(2)いずれの暗証番号も設定しない ☒

暗証番号の欄の記入は不要です。

○顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用(※)
- ・券面の顔写真や記載事項(氏名、住所、生年月日、性別等)を用いた本人確認書類としての利用

※ 訪問診療等は、令和6年10月以降に対応予定

ポイント
顔写真入りのため
悪用は困難

利用できないサービス

- ・マイナポータル
 - ・各種証明書のコンビニ交付
 - ・オンライン診療・オンライン服薬指導
 - ・その他のオンライン手続
- などの暗証番号の入力が必要なサービス

ポイント
暗証番号管理の
不安が無くなる